

# 幼児教育・保育の無償化に関わる施設等利用料の還付金請求(償還払い)のお手続き方法

名古屋教育文化センター スタンツ

還付金請求は、保護者の皆様より、お住まいの自治体に対して行っていただくものです。自治体によって、請求の方法が少しずつ異なりますので、それぞれにおいてご確認くださいませようお願いいたします。以下、名古屋市を例にご説明申し上げます。

## 1. スケジュール

区役所民生子ども課において、無償化の認定手続きがお済みの方に対し、以下のスケジュールで、名古屋市より、償還払いの申請案内が届きます。申請案内にしたがって、還付金の請求を行ってください(年4回)。

区分	申請案内	提出締切	還付
4月～6月利用分	6月中旬	7月下旬	9月上旬
7月～9月利用分	9月中旬	10月下旬	12月上旬
10月～12月利用分	12月中旬	1月下旬	3月上旬
1月～3月利用分	3月中旬	4月下旬	6月上旬

※令和元年10月～12月利用分については、以下のスケジュールとなるそうです。

区分	申請案内	提出締切	還付
10月～12月利用分	12月下旬～1月上旬	1月下旬	3月中旬

## 2. 提出書類

ア) 施設等利用費請求書	保護者が自治体に還付金を請求するための書類です。申請案内に従って作成してください。
イ) 特定子ども・子育て支援提供証明書	スタンツが保護者に対して発行します。申請の時期に合わせて、3か月分をまとめ、年4回発行します。時期になりましたら、お子様を通じてお届けします。詳細について、下段をご確認ください。
ウ) 領収書	スタンツでは、ゆうちょ銀行の口座引き落としにて会費をご入金いただいています。このため、領収書は、発行いたしておりません。代わりに、ご指定の口座の通帳の写しと請求書の写しをご提出いただくことで、自治体で確認をしていただけます。

### イ) 「特定子ども・子育て支援提供証明書」について

できる限り迅速な還付金請求を行っていただくため、スタンツでは、本証明書を2種類に分けてご用意いたします。

#### ◇ 「特定子ども・子育て支援提供証明書①」

- ・スタンツの利用を証明するものです。希望受講制の延長保育分(遊坊くらぶ、スポーツくらぶ、ドッジボールくらぶ、サッカーくらぶ)は、含みません。
- ・年少、年中、年長の会員には、スタンツより自動的に発行し配布しますので、お申し出の必要はございません。
- ・2歳児の会員で、本証明がご入用の場合は、事務までお申し付けください。

◇「特定子ども・子育て支援提供証明書②」

- ・希望受講制の延長保育分（遊坊くらぶ、スポーツくらぶ、ドッジボールくらぶ、サッカーくらぶ）の利用を証明するものです。
- ・全学年共通で、スタンプから自動的に発行いたしません。この部分の利用証明がご入用の場合は、事務までお申し付けください。

### 3. 請求方法

請求方法によって、以下の通り、添付する書類が異なります。やや複雑です。10月～12月分の請求を行う際を例に、ご説明します。

#### <A 正しい請求方法の場合の添付書類>

- ・特定子ども・子育て支援提供証明書①および②（10月～12月分）
- ・通帳の写し5枚（10月引き落とし分、11月引き落とし分、12月引き落とし分、1月引き落とし分、2月引き落とし分）
- ・スタンプ授業料分の請求書3枚の写し（10月引き落とし分、11月引き落とし分、12月引き落とし分）
- ・延長保育分（都度会費分含む）の請求書4枚の写し（11月引き落とし分、12月引き落とし分、1月引き落とし分、2月引き落とし分）

※10月～12月分の請求をするための添付書類は、2月のお引き落とし日以降に揃うことになり、自治体の設定する申請締め切り日を過ぎることになります。この場合、提出締め切りを過ぎても受理されますが、遅れた分だけ、お支払い時期が遅れ、申請のあった月の翌々月上旬～中旬ごろのお支払いとなるそうです。

#### <B 延長保育分（都度会費分含む）を請求しない場合の請求方法の添付書類>

- ・特定子ども・子育て支援提供証明書①のみ（10月～12月分）
- ・通帳の写し3枚（10月引き落とし分、11月引き落とし分、12月引き落とし分）
- ・スタンプ授業料分の請求書3枚の写し（10月引き落とし分、11月引き落とし分、12月引き落とし分）

スタンプの場合、3歳以上児であれば、スタンプの授業料のみで無償化上限額(37,000円)を超えているため、この部分のみを請求いただければ、事足ります。

あくまで保護者の皆様のご判断ですが、<A>の方法の場合、還付金を請求できるのが2月引き落とし以降となり、還付が遅くなるうえ、添付書類も多くなってしまうため、<B>の方法が現実的と思います。

#### 【請求書の再発行について】

請求書は、お引き落とし日の前月25日頃、バス便または郵送でお届けしています。上記の通り、本申請に必要となりますので、申請の時期まで大切に保管をお願いします。

なお、紛失された場合など、これまでは請求書の再発行を承ってまいりましたが、2020年3月分（2月25日頃配布予定）以降のものは、原則として、再発行いたしませんので、ご注意ください。万一、再発行がご入用の場合は、1通につき、1,000円の再発行手数料を頂戴します。

この件に関するお問い合わせは、運営本部で承ります。

2019年12月作成